

第 1 青少年が規制図書類を閲読する自由について

- 1 本条例 8 条 3 項及び 15 条 1 号によって、規制図書類を店舗において販売し又は貸与する事業者は、青少年に対して規制図書類を販売し又は貸与することが罰則をもって禁止されている。これによって、青少年は規制図書類を購入して読むことや借りて読むことが出来なくなっていることから、本条例は憲法 21 条 1 項に反し違憲ではないか。
- 2 憲法 21 条 1 項は表現の自由を保障しているところ、様々な意見、知識、情報に接し、摂取する機会を設けることは、人々が自己の思想や人格を形成し発展させ、それを社会生活に反映させていくうえで欠かすことの出来ないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な流通、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたら占めるうえで必要であって、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である図書を閲読する自由は、憲法 21 条 1 項の趣旨、目的から、その派生原理として当然に導かれるものである。

本件について、規制図書類についても本条例 7 条各号に掲げるものを撮影した画像又は描写した図画を含む様々な意見や知識、情報が掲載されているものであることから、青少年がこれらを閲読する自由も憲法 21 条 1 項により保障される。

- 3 もっとも、憲法 21 条 1 項によって保障されている閲読の自由といえども、公共の福祉に基づく必要かつ合理的な制約に服する。そして、この制約が必要かつ合理的であるかについては、その規制目的の必要性、規制によって制限される人権の性質、内容、規制の態様、内容を比較衡量して決する。

閲読の自由の保障は、提供される知識や情報を自ら選別してそのうちから自らの人格形成に資するものを取得していく能力が前提とされているところ、青少年は成人と比べて精神的に未熟であり、上述の判断能力を十分に有しておらず、その受ける知識や情報の影響を受けることが大きいと認められる。よって、青少年には成人と同程度の閲読の自由は認められない。

以上より、本条例について、その目的が正当であって、目的と規制手段との間に適合性があり、規制手段が過度でない場合は、憲法 21 条 1 項に反しないと認めることが出来る。

- 4 本件についてみると、本条例の制定目的は、青少年の健全な育成にあるところ、規制図書類が青少年の性道徳に与える影響及びを鑑みると、正当なものであると認められる。次に、本条例の制定により、上述の通り青少年は規制図書類を購入して読むことや借りて読むことが出来なくなっているため、規制目的と手段との間に適合性も認められる。そして、青少年の知識や情報を自ら選別する能力が未熟なことを考慮すると、青少年にあたる者には一律に規制を講じることも社会的に許容されるものであり、過度な規制ではないと認められる。

- 5 よって、本条例は、青少年が規制図書を読する自由を保障する憲法 21 条 1 項に反しない。

第 2 成人の規制図書類を読する自由について

- 1 本条例 7 条各号に掲げるものを撮影した画像又は描写した図画の販売または貸与を行う事業者は、8 条の各項に基づく規制がなされるところ、これによって成人は本条例の施行前に比べて規制図書類を購入しまたは借りる機会が減少することになる。このことは、成人の規制図書類を読する自由を規制しているとして、憲法 21 条 1 項に反し違憲ではないか。
- 2 成人の規制図書類を読する自由は前述のとおり、憲法 21 条 1 項の趣旨、目的から、その派生原理として当然に導かれるものであるため、憲法 21 条 1 項により保障されている。
- 3 本条例の目的は、青少年の健全な育成と羞恥心や不快感を覚えるような卑猥な書籍等が、それらをおよそ買うつもりのない人たちの目に、むやみに触れることがないようにすることにあり、その規制の内容としては、規制図書類を取扱う事業者を対象としているところ、成人の規制図書類を読する自由には直接的に制約は認められない。もっとも、これらを取扱う事業者が減少することや、現在の営業場所での販売や貸与を禁止されることで成人がこれらを入手する経路が狭まることから間接的付随的な制約は認められる。

また、規制図書類とは、性交又は性交類似行為もしくは衣服の全部又は一部を着けない者の卑わいな姿態を撮影した画像又は描写した図画を含むと書類のことを指すところ、これらの表現は一般的に低価値表現として表現としての価値が乏しいものとされている。

以上より、本条例について、その目的が正当であって、目的と規制手段との間に適合性があり、規制手段が過度でない場合は、憲法 21 条 1 項に反しないと認めることが出来る。

- 4 本件についてみると、本条例の規制目的は上述のところ、規制図書類が青少年の性道徳に与える影響及び女性や子供たちがそれらを目にする機会を減らすことで、意図せず性的なものに触れることなく安心して買い物にいくことが出来るということから、目的は正当であると認められる。次に、本条例により日用品を販売している店舗及び学校の敷地 200m 以内の制限区域内では規制図書類を販売することが禁止されることから、その地域の人々が意図せず規制図書類が目に入ることはなくなることから、規制目的と規制手段の適合性も認められる。そして、本件条例施行後も、日用品等の販売を主たる業務とする店舗及び規制区域内で従来営業していた店舗以外については、従来と同様に規制図書類を販売、貸与しており、これらの店舗から規制図書等を入手することは出来ることから、本条例に基づく規制も過度なものではないと認めることが出来る。

- 5 よって、本条例は成人の規制図書類を閲読する自由を保障する憲法 21 条 1 項に反せず、違憲ではない。

第3 販売等をする店舗の職業活動の内容、態様の自由について

- 1 本条例 8 条各号によって規制図書類を取扱う事業者は、自由に規制図書類の販売を行うことが規制されている。この規制は、事業者の職業活動を保障する憲法 22 条 1 項に反し違憲ではないか。
- 2 憲法 22 条 1 項は職業選択の自由を保障しているところ、職業とは自己の生計を維持するための継続的な活動であり、分業社会において、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担たる活動の性質を有し、各人が自己の個性を全うする場として、個人の人格的価値と不可分の関連性を有するものであることから、憲法 22 条 1 項は、職業の開始、存続、廃業といった狭義の職業選択の自由のみならず、職業活動の内容、態様といった広義の職業活動の自由を保障していると解する。

本件についてみると、事業者がその事業の一環として、規制図書類を扱うことを決定し、その取扱いの態様についても自由に決めることもまた、個人の生計を維持し、社会的分業の一角を担い、人格的価値の実現を図ろうとするものであることから、憲法 22 条 1 項により保障されている。

- 3 もっとも憲法 22 条 1 項により保障されている職業活動の自由といえども、公共の福祉に基づく必要かつ合理的な制約に服する。そして、この制約が必要かつ合理的であるかについては、その規制目的の必要性、規制によって制限される人権の性質、内容、規制の態様、内容を比較衡量して決する。そして、条例の制定は、地方自治体が行うものであることから、裁判所は地方自治体の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、その判断を尊重すべきである。しかし、合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭があるので、裁判所は具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきである。

本条例は、A 市の性風俗に係る善良な市民の価値観を尊重するとともに青少年の健全な育成のために必要な環境の整備を図り、もって善良かつ健全な市民生活を守り、A 市の健全で文化的な環境を保持することを目的として定められているものであり、このような規制は地方自治体が裁量に基づいて行う社会政策や積極的な経済政策ではない。このことから、本条例が認められるためには、重要な公共の利益のために必要かつ合理的であることが認められることが必要となる。

以下では、これまで日用品と並んで規制図書類を一部販売してきたスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店舗と学校周辺の規制区域となる場所で規制図書を買ってきた店舗、規制図書類とそれ以外の図書類を買っている書店やレンタルビデオ店とをそれぞれ分けて検討する。

(1) 日用品と並んで規制図書類を一部販売してきた店舗

これらの店舗は元々規制図書類を販売していたにも関わらず、これらの規制図書

類を今後販売禁止にされていることから規制態様は厳しいものであるとも思える。しかし、これらの店舗は日用品の販売をしていることから、規制図書類の販売の禁止それ自体による職業活動の内容に対する制約は大きくない。したがって、本条例の制定が著しく不合理であることが明白な場合に限り、立法府の裁量を逸脱し違憲であると認められる。

本件についてみると、本条例によって、青少年は規制図書類に触れることが出来なくなることから青少年の性道徳は守られ、もって青少年の健全な育成が図られるとともに、市民が羞恥心や不快感を覚えるような卑猥な書籍等が、それらをおよそ買うつもりのない人たちの目にむやみに触れることがなくなり、市民がより安心して生活が出来るようになることから、本条例はこれらの重要な公共の利益のために必要かつ合理的なものと認めることが出来る。また、これらの店舗は主に日用品等を扱っているものの、規制図書類を販売していること自体に集客力があり、これらの販売を禁止することによって、店舗の客数が減り、それによって売上げが大きく減少する可能性があるとして、これらの事情を考慮せず、本条例の制定を検討していることから著しく不合理な点があるとも思える。しかし、これらの店舗の実際の売上げにおける規制図書類の売上げが占める割合は微々たるものであり、前述の条例制定目的を鑑みると、著しく不合理であることが明白な場合とは認められない。

よって、本条例 8 条 1 項は日用品と並んで規制図書類を一部販売してきた店舗の職業活動の内容の自由を保障する憲法 22 条 1 項に反せず、違憲ではない。

(2) 学校周辺の規制区域となる場所で規制図書を扱ってきた店舗

これらの店舗は本条例によって元々規制図書類を販売していたにも関わらず、これらの規制図書類を今後販売禁止にされていることから規制態様は厳しいものであるとも思える。そして、これらの店舗の中には規制図書類の売上げが売上げ全体の 20%を超える店舗があることから、これらの店舗はこれにより売上げが大きく減少してしまう。したがって、制約そのものがこれらのものに与える影響も大きいと認められる。

よって、他のより緩やかな制限によっては前述の目的達成が出来ないと認められる場合に限り合憲であると認められる。

本件についてみると、(1)で述べたとおり、本条例はこれらの重要な公共の利益のために必要かつ合理的なものと認めることが出来る。そして、これらの店舗についても、規制図書類の販売と貸与のみを禁止しており、営業そのものの全面的に禁止しているわけではなく、規制図書類の販売を除けば通常どおり営業が可能であること、また規制図書類の販売を継続したいのであれば、市内の規制区域に該当しない場所に移転すれば可能であり、その条例施行までの期間として 6 か月もの猶予期間を設けていることから、十分緩やかな手段であることも認められる。そして規制区域についても、青少年の健全育成を図る目的を鑑みると、200m という距離は決して不合理な

ものであるとは認められない。

よって、本条例 8 条 2 項は学校周辺の規制区域となる場所で規制図書を買ってきた店舗の職業活動の内容の自由を保障する憲法 22 条 1 項に反せず、違憲ではない。

(3) 規制図書類とそれ以外の図書類を扱っている書店やレンタルビデオ店

これらの店舗は前述の 2 つの店舗とは異なり、規制図書類の販売は可能であるものの、本条例 8 条 4 項の要件に従って規制図書類を隔離して陳列しなければならないため自由に規制図書類を販売することが出来ず、制約が認められる。そしてこの要件を満たすためには、新たに内装工事を必要とし、これに違反するものは本条例 15 条に基づく刑事罰を受けることから規制は厳しいと認められる。

したがって、他のより緩やかな制限によっては前述の目的達成が出来ないと認められる場合に限り合憲であると認められる。

本件についてみると、(1)で述べたとおり、本条例はこれらの重要な公共の利益のために必要かつ合理的なものと認めることが出来る。しかし、規制図書類を他の商品の陳列場所と区分された場所に陳列する方法として隔壁や扉といった建物の構造に関連する方法ではなくとも、のれんによって外部から見えなくする方法や、規制図書類の陳列する場所を頻繁に人が通る場所ではなく、入り口やレジから離れた場所にしておき、その区画にはカメラ等を設置しておくことによって、青少年はその区画に入りづらくなり、女性を含む規制図書等を目にふれたくないと考える人々についてもあえてその区域に立ち寄らない限り目に触れることがないようにすることが出来る。

よって、本条例 8 条 4 項は規制図書類とそれ以外の図書類を扱っている書店やレンタルビデオ店の職業活動の内容の自由を保障する憲法 22 条 1 項を不当に制約し違憲である。

第 4 本条例 7 条について

本条例 7 条は憲法 31 条に規定される明確性の原則の原則に反し違憲ではないか。

憲法 31 条は、明確な条文により、何が犯罪行為であるかを告知して、国民に行動の予測を可能にする必要があることから、不明確な文言を含む刑罰規定は憲法 31 条に反する。

本件についてみると、本条例 7 条はその規制図書類について「殊更に性的感情を刺激する画像又は図画」とあるが、これは一般人基準で具体的に規制図書類に該当する対象となるべきものを特定することが出来ない。

よって、本条例 7 条は憲法 31 条に反し違憲である。